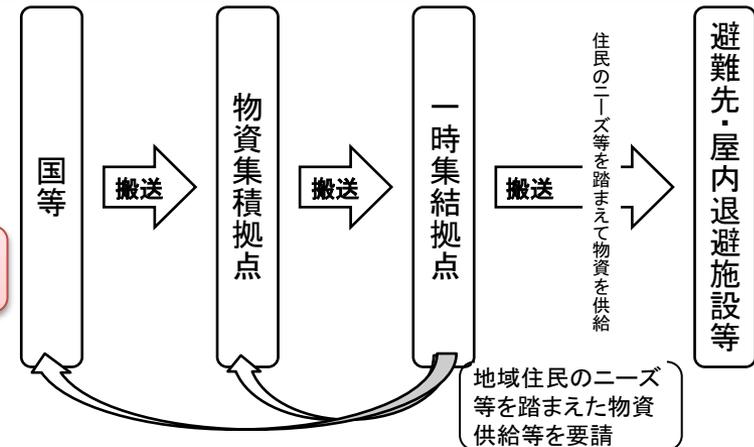


物資の調達・供給

- 物資供給の迅速性を高め、国や他都道府県からの大量の支援物資を円滑に受入れ・仕分けし、避難先等に搬送するため、物資を集積する物資集積拠点を設定。物資集積拠点では、地域のニーズ等を踏まえて必要な食料や物資を分別し、3ヶ所の一時集結拠点に輸送。
- 一時集結拠点では、物資集積拠点から搬送された物資を地域住民の状況を踏まえて物資を供給。あわせて、地域住民のニーズ等を踏まえた物資供給に関する各種要請を行う。
- 物資集積拠点・一時集結拠点は、防災業務関係者への災害関係情報の提供拠点としても活用。



物資集積拠点 (始良・伊佐地域振興局霧島庁舎)

- ・避難・屋内退避住民に対する政府の供給食料・物資の集積
- ・ボランティア団体等による食料・物資の集積
- ・オフサイト対応で必要となる放射線防護資機材
- ・追加で必要となる緊急時モニタリング資機材及び放射線防護資機材
- ・災害関係情報 (道路情報、緊急時モニタリング情報) 等

一時集結拠点 (県地域振興局3庁舎)

- ・避難先住民や屋内退避住民への食料・物資の供給
- ・緊急時モニタリング資機材及び放射線防護資機材の供給
- ・地域住民のニーズ等を踏まえた物資供給に関する各種要請
- ・災害関係情報 (道路情報、緊急時モニタリング情報)

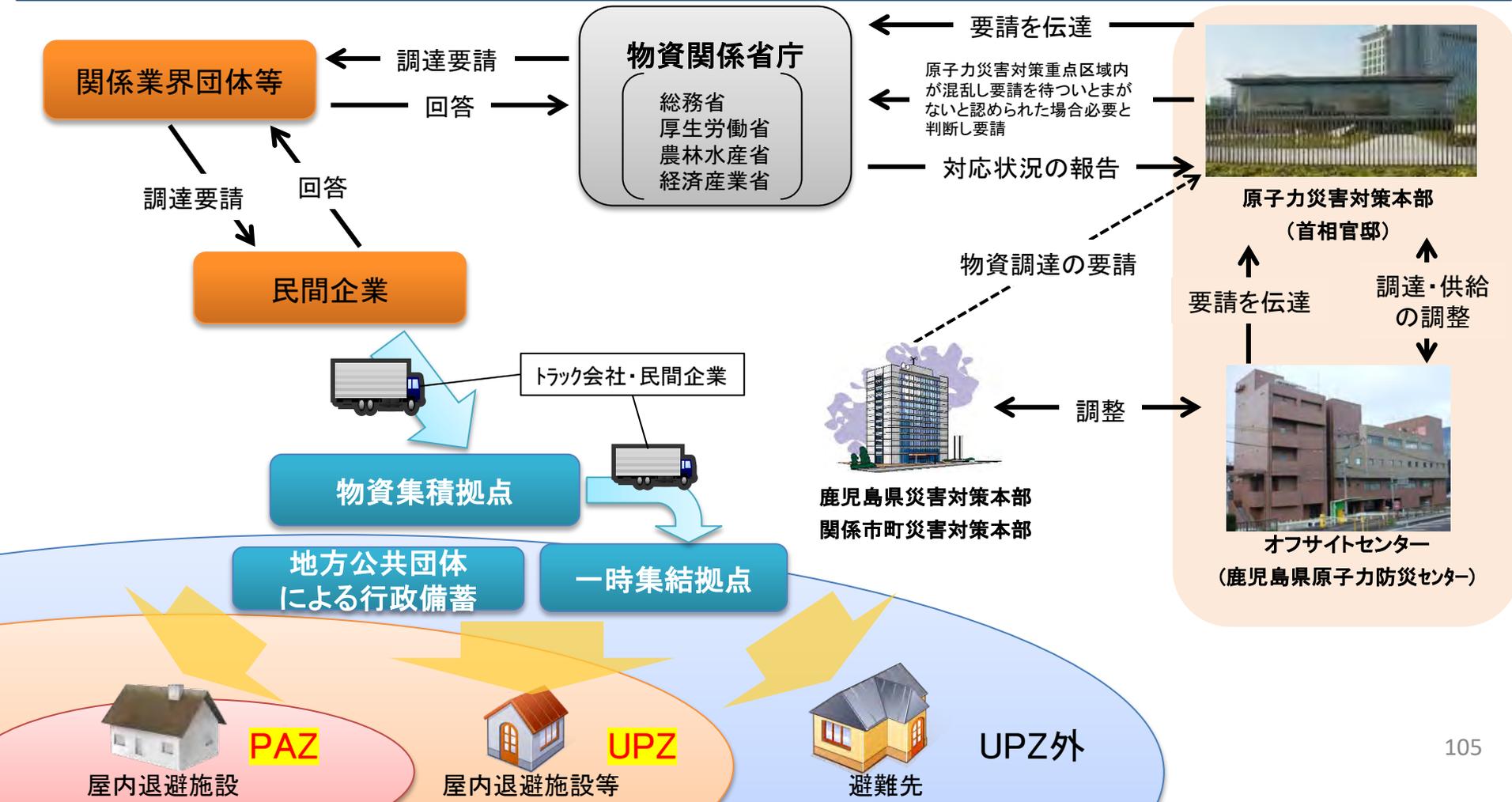
円滑な物流供給のための専門家の派遣

- ・協定締結事業者から広域物流拠点等に専門家を派遣
- ・物資の保管や荷捌き等に対する助言・指導

※ 一時集結拠点は、放射線防護資機材の一時集結拠点と同じ場所に設置

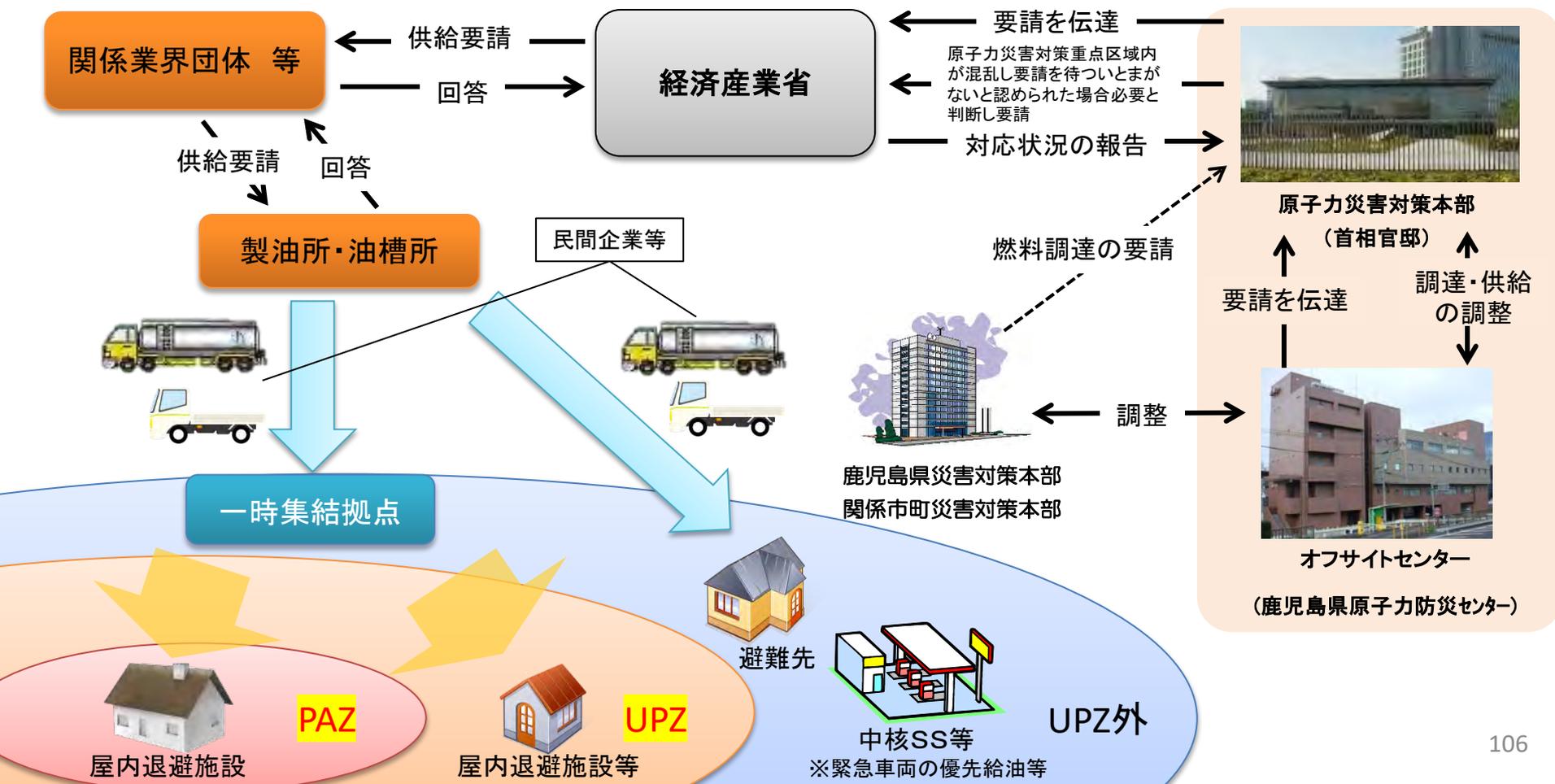
国による物資（食料等の生活用品等）の供給体制

- 鹿児島県及び関係市町が備蓄している物資が不足する場合、鹿児島県及び関係市町から、国の原子力災害対策本部に対し物資調達の要請を行う。
- 要請を受けた、又は原子力災害対策重点区域内が混乱し要請を待ついとまがないと認められた場合等、国の原子力災害対策本部は、物資関係省庁（総務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省）に対しこの要請を伝達、又は要請し、各物資関係省庁は所管する関係業界団体等に調達要請を実施し、物資集積拠点への物資搬送を行う。



国による物資（燃料）の供給体制

- 鹿児島県及び関係市町が備蓄している燃料が不足する場合、鹿児島県及び関係市町から、国の原子力災害対策本部に対し燃料調達の要請を行う。
- 要請を受けた、又は原子力災害対策重点区域内が混乱し要請を待ついとまがないと認められた場合等、国の原子力災害対策本部は、経済産業省に対しこの要請を伝達、又は要請し、経済産業省は所管する関係業界団体等に調達要請を実施し、原則として製油所・油槽所から一時集結拠点又は屋内退避施設や避難先への搬送を行う。



主な物資の種類と担当省庁、関係業界団体

- ▶ 被災者の生活の維持のために必要な物資(食料等の生活用品等)の調達・供給は、防災基本計画に基づき実施。

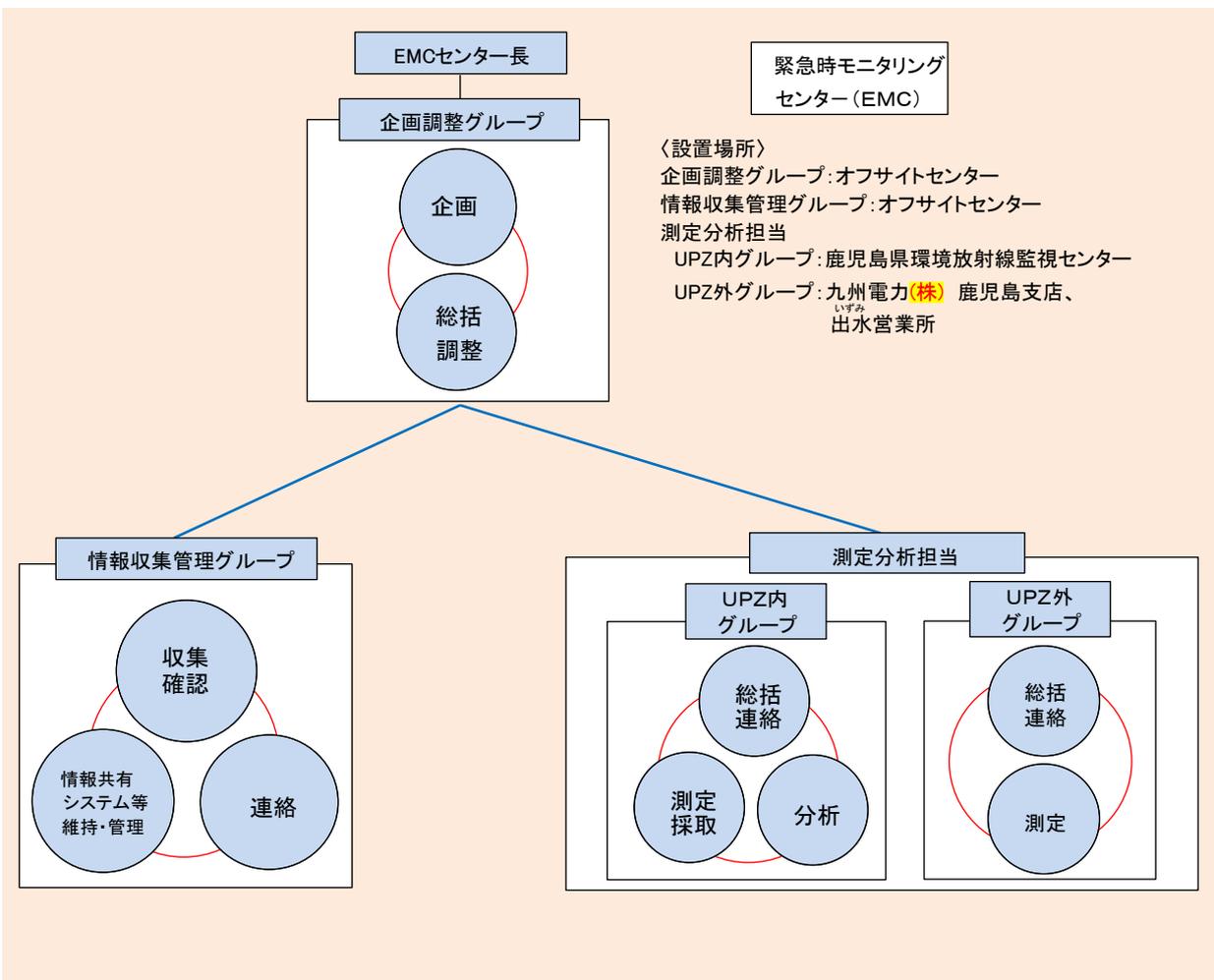
物資の種類	担当省庁	主要緊急物資	主な関係業界団体等
給水	国土交通省	飲料水(応急給水)	周辺自治体水道局
医薬品等	厚生労働省	一般薬、紙おむつ、マスク 等	日本OTC医薬品協会、日本製薬団体連合会、日本医療機器産業連合会、日本医薬品卸売業連合会 等
食料等	農林水産省	パン、即席めん類、おにぎり、缶詰 等	各種食品産業関係団体 等
生活必需品	経済産業省	仮設トイレ、トイレットペーパー、毛布 等	(一社)ジャパン・レンタル・アソシエーション、日本家庭紙工業会、日本毛布工業組合 等
燃料(石油・石油ガス等)		ガソリン、軽油 等	石油連盟、全国石油商業組合連合会、(独)エネルギー・金属鉱物資源機構(JOGMEC) 等
貸出用機材の種類	担当省庁	主要緊急物資	
通信機器	総務省	災害対策用移動通信機器 (衛星携帯電話、MCA端末、簡易無線機)	

※物資の調達・供給に係る、関係機関等の基本的な対応については、P104、105の体制に基づき実施。

8. 緊急時モニタリングの実施体制

緊急時モニタリングの体制

- 国は、施設敷地緊急事態に至った原子力施設の立地道府県に緊急時モニタリングセンター（EMC）を設置する。
- 緊急時モニタリングセンター（EMC）の体制について、センター長、企画調整グループ及び情報収集管理グループをオフサイトセンターに、測定分析担当を鹿児島県環境放射線監視センターに設置する。UPZ外の緊急時モニタリング実施が求められる場合には、国の要員が中心となり、原子力事業者と協力して対応にあたる。
- 川内^{きんない}原子力規制事務所に2名の上席放射線防災専門官を配置し、緊急時モニタリング体制を強化。



企画調整グループ

緊急時モニタリングの企画調整を担い、緊急時モニタリングセンター内の活動に対する監督を行う。

情報収集管理グループ

中央との情報共有システムを維持・管理するとともに、緊急時モニタリングデータの一元的管理等を行う。

測定分析担当

緊急時モニタリングを実施する。

鹿児島県による環境放射線モニタリング機器

➤ モニタリングポスト等

- ・モニタリングポスト(36局)及び電子式線量計(64台)で、川内原子力発電所^{せんだい}周辺の空間放射線量率等を測定
※電源等の喪失が発生しても測定や伝送が中断しないよう、非常用電源や通信回線の強化を実施
- ・万一、モニタリングポスト等が使えなくなった場合に備え、可搬型モニタリングポスト(14台)を配備

➤ モニタリングカー等

- ・空間放射線量率を測定する測定装置や機材を搭載したモニタリングカー(1台)、その他、可搬型モニタリングポスト等を運搬する車両を4台配備

➤ 大気モニタ(22台)、ヨウ素サンプラ(6台)

- ・大気中放射性物質濃度を測定するための機器を整備



モニタリングポスト【36局】
(非常用発電機装備)



電子式線量計【64台】
(蓄電池装備)



可搬型モニタリングポスト【14台】
(蓄電池装備、携帯・衛星電話通信機能付)



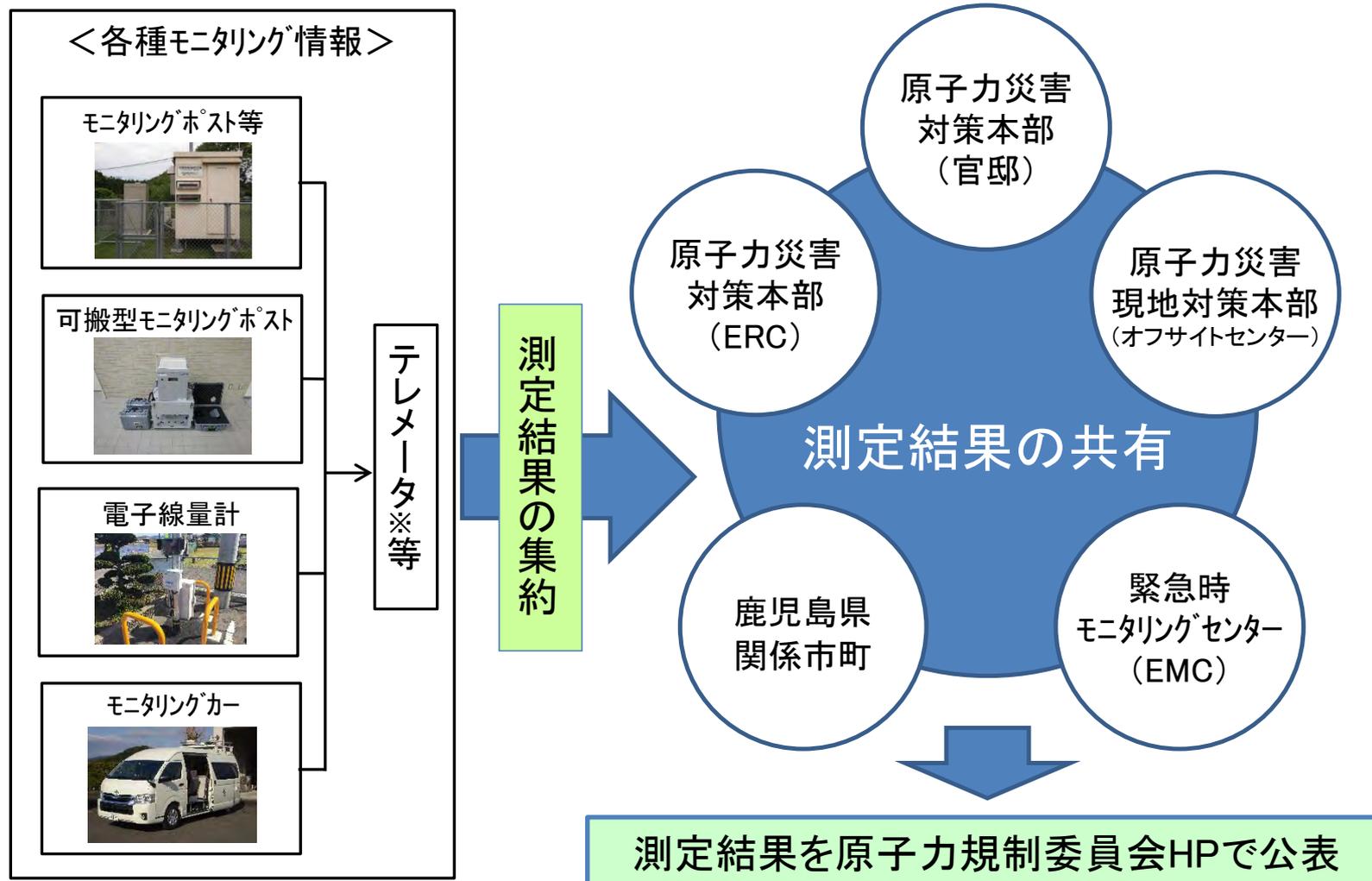
モニタリングカー【1台】



大気モニタ【22台】、ヨウ素サンプラ【6台】
(非常用発電機装備)

緊急時モニタリング結果の共有及び公表

- 緊急時モニタリングの結果は、放射線モニタリング情報共有・公表システムにより集約、EMC等の関係機関と共有し、防護措置の実施判断に係る検討に活用するとともに、ホームページにより公表。



※テレメータ: モニタリング情報収集装置

緊急時モニタリング実施計画

- 施設敷地緊急事態に至った際における、モニタリングの実施項目等は、鹿児島県が策定している「鹿児島県緊急時モニタリング計画」を踏まえ、国が「緊急時モニタリング実施計画」により定める。なお、同実施計画は、事態の進展に応じて、随時、改定を行う。
- 緊急時モニタリングは、当該実施計画に基づき緊急時モニタリングセンターが主体となって実施する。また、UPZ外、海域及び空域等の広域のモニタリングについては国が中心となって原子力事業者等の協力を得て行う。
- 緊急時モニタリングセンターでは、防護措置の実施判断のため空間放射線量率の測定を優先して行うとともに、大気中の放射性物質濃度測定等を行う。

鹿児島県緊急時モニタリング計画

令和7年3月

鹿児島県

参照の上、策定及び改定

緊急時モニタリング実施計画(例)

【記載する項目の例】

<実施項目>

例)

- 空間放射線量率の監視強化
- 必要に応じた可搬型モニタリングポストの設置
- モニタリングカーによる測定の実施
- 大気モニタ、ヨウ素サンプラの起動
- 飲食物中の放射性核種濃度の測定 等

<実施主体>

例)

- 国
- 地方公共団体
- 原子力事業者
- 関係指定公共機関 等

<情報共有／報告の体制>

<注意事項>

等

【その他添付資料等の例】

- 測定項目一覧 等

<緊急時モニタリング計画>

緊急時モニタリングに係る動員計画

- 防災基本計画及び原子力災害対策指針に基づき、平成27年1月に「緊急時モニタリングに係る動員計画」が策定された。
- 緊急時モニタリングの広域化や長期化に備え、要員及び資機材の動員についてあらかじめ準備すべき事項、動員の要請の手順等を定め、要員及び資機材の円滑な動員に資することを目的とする。

関係機関の要員及び保有資機材数

(令和6年度調査による。鹿児島県及び九州電力(株)を除く。)

<概要>

原子力災害対策指針においては、緊急時のモニタリングの実施に当たって、国、地方公共団体及び原子力事業者は、目的を共有し、それぞれの責任を果たしながら、連携し、必要に応じて補い合うこと、関係指定公共機関は専門機関として国、地方公共団体及び原子力事業者による緊急時モニタリングを支援することとされている。

動員計画においては、緊急時モニタリングの広域化や長期化に備え、要員及び資機材の円滑な動員に資するため、

- 地方公共団体、原子力事業者、関係指定公共機関等(以下「関係機関」という。)から動員可能な要員及び資機材の情報の調査方法
- 上述の情報の更新の方法
- 緊急時モニタリングセンター、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部(全面緊急事態においては、原子力災害対策本部)事務局及び関係機関の調整プロセス等について規定。

	要員 (数)	可搬型モニタ リングポスト (台)	モニタリング カー(台)
国	18	80	23
道府県	860	188	42
原子力事業者	595	58	34
関係指定 公共機関	19	0	2

※ 各資機材については保有数を記載。

九州電力 (株) ^{せんだい}による川内地域の緊急時モニタリング機器

- モニタリングポスト等
 - ・モニタリングポスト等(5局)で、発電所敷地境界付近の空間放射線量率等を測定
 - ※電源等の喪失が発生しても測定や伝送が中断しないよう、非常用電源や通信回線の強化を実施
 - ・万一、モニタリングポスト等が使えなくなった場合に備え、可搬型モニタリングポストを別途配備(5台)
- 可搬型エリアモニタ
 - ・施設敷地緊急事態に至った場合、可搬型エリアモニタを設置して、原子炉格納施設を囲む8方位(8台)の空間放射線量率を測定
- モニタリングカー及び可搬型放射能測定装置を搭載した専用車両
 - ・空間放射線量率、放射性物質濃度を測定する測定装置や機材を搭載したモニタリングカー(1台)及びサーベイメータ等を搭載した専用車両(1台)を配備
- 可搬型放射能測定装置
 - ・発電所及びその周辺の空間放射線量率、放射性物質濃度を可搬型放射能測定装置(サーベイメータ等)で測定
- オフサイトの協力
 - ・緊急時モニタリングセンターに必要な人員を派遣するほか、状況に応じてサーベイメータ等の資機材を活用して、オフサイトの緊急時モニタリングに協力



モニタリングポスト等【5局】



可搬型モニタリングポスト【5台】
(衛星電話等による通信機能付)



可搬型エリアモニタ【8台】



モニタリングカー【1台】



サーベイメータ等を搭載した
専用車両【1台】



(サーベイメータ)

(ダストサンプラ)

車両に搭載する可搬型放射能測定装置の例

9. 原子力災害時の医療等の実施体制 (安定ヨウ素剤・避難退域時検査・簡易除染を含む)

PAZ及びUPZ内住民に対する安定ヨウ素剤の事前配布

- 鹿児島県では、PAZ及びUPZ内住民の配布対象者に安定ヨウ素剤の説明会及び配布会を実施。
- PAZ内住民を対象に65回の説明会と57回の配布会を実施し、令和7年4月1日現在、2,923人に事前配布を実施。今後も継続して説明会を実施し、未配布者に対するフォローを実施。
- PAZのすべての学校、保育園、病院、社会福祉施設に加え、希望する事業所にも安定ヨウ素剤の配備を実施。
- UPZ内住民に対しては、障害や病気により緊急時の受け取りが困難であるなど、一定の要件を満たし、事前配布を希望する住民を対象に説明会と配布会をそれぞれ73回実施し、令和7年4月1日現在、3,077人に事前配布した。今後も継続して説明会を実施し、希望者に対する配布を実施。
- UPZの希望する医療機関、社会福祉施設に対し事前配布を実施。

●PAZ内住民への事前配布状況

	配布対象者(人)※	配布済人数(人)
薩摩川内市	3,974	2,923
合計	3,974	2,923

※ PAZ内の住民数から、PAZ内に住む九州電力(株)社員及びPAZの病院に住民票を移している入所者を除いた人数(令和4年を基準年とするもの)

●UPZ内住民への事前配布状況

	配布要件	配布済人数(人)
薩摩川内市	UPZ内に居住しており、以下の一定の要件を満たし、事前配布を希望する住民を対象 ①障害や病気のある方 ②高齢者のうち災害時に配慮を要する方 ③妊婦・授乳婦 ④乳幼児(未就学児) ⑤①～④には該当しないが、類する事情がある方 ⑥①～⑤に該当する方が世帯にいる方	1,433
いちき串木野市		549
阿久根市		298
鹿児島市		48
出水市		330
日置市		312
始良市		0
さつま町		103
長島町		4
合計		-

＜安定ヨウ素剤事前配布説明会＞

医師、薬剤師、県及び市職員により、安定ヨウ素剤の効能や服用時期など、事前配布に際し知っておくべき事項を説明。



医師による説明

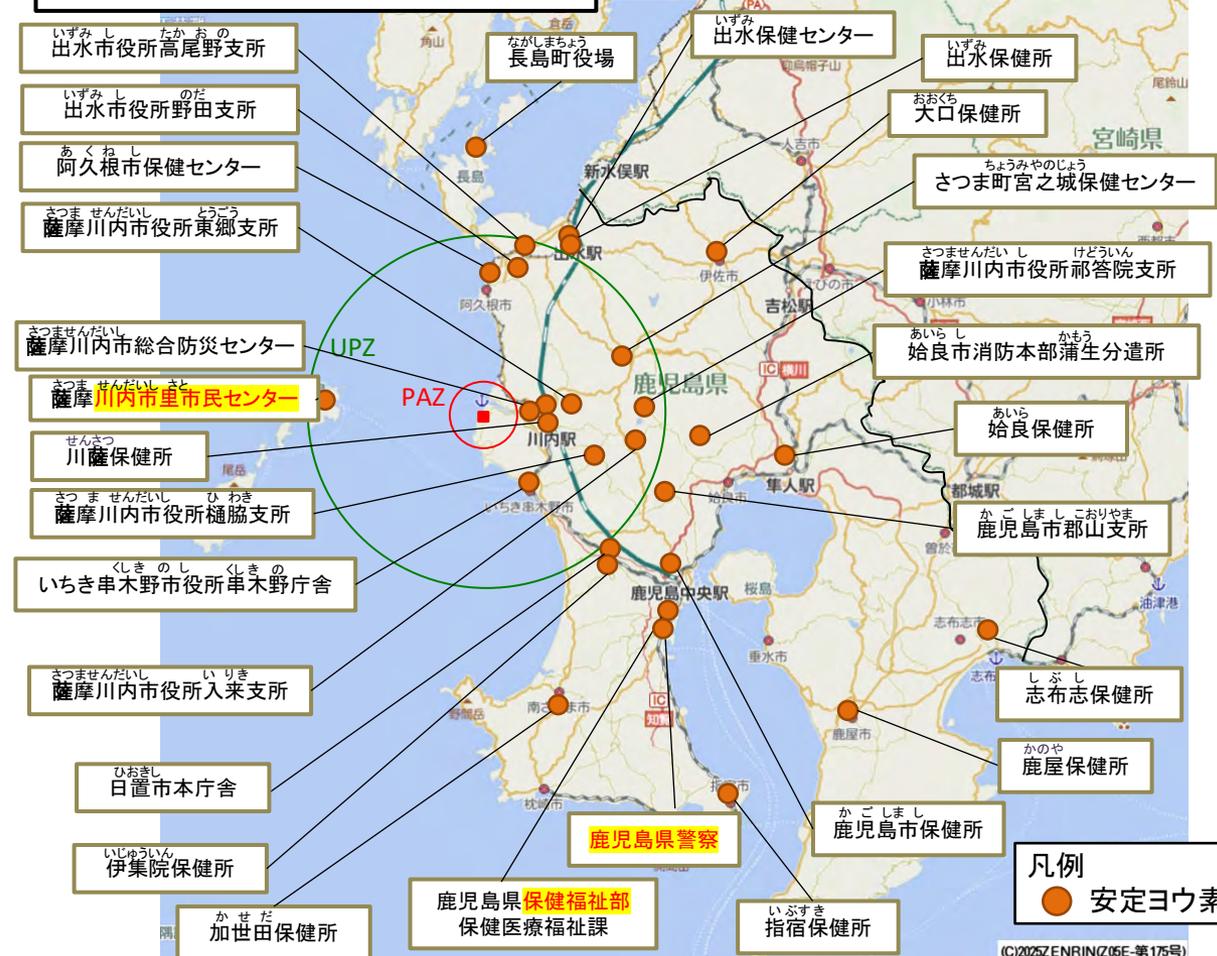


問診

避難住民等に対する安定ヨウ素剤の備蓄状況と緊急配布

- ▶ 避難住民等に対する安定ヨウ素剤の緊急配布に備え、17箇所の関係市町施設及び11箇所の保健所等に合計約**127万丸**の丸剤と**5,000g**の粉末剤及び乳幼児向けのゼリー状安定ヨウ素剤約2万包を備蓄(令和7年4月現在)。
- ▶ 緊急配布は県及び関係市町職員が、備蓄先よりUPZの緊急配布場所※及び避難退域時検査場所へ搬送の上、対象住民等に順次配布・調製を実施。

<安定ヨウ素剤の備蓄場所>



安定ヨウ素剤備蓄場所

28箇所
 (関係市町施設: 17箇所
 保健所等: 11箇所)



県及び市町職員により、安定ヨウ素剤の搬送を実施

安定ヨウ素剤の緊急配布を実施

- ・UPZの緊急配布場所
- ・避難退域時検査場所

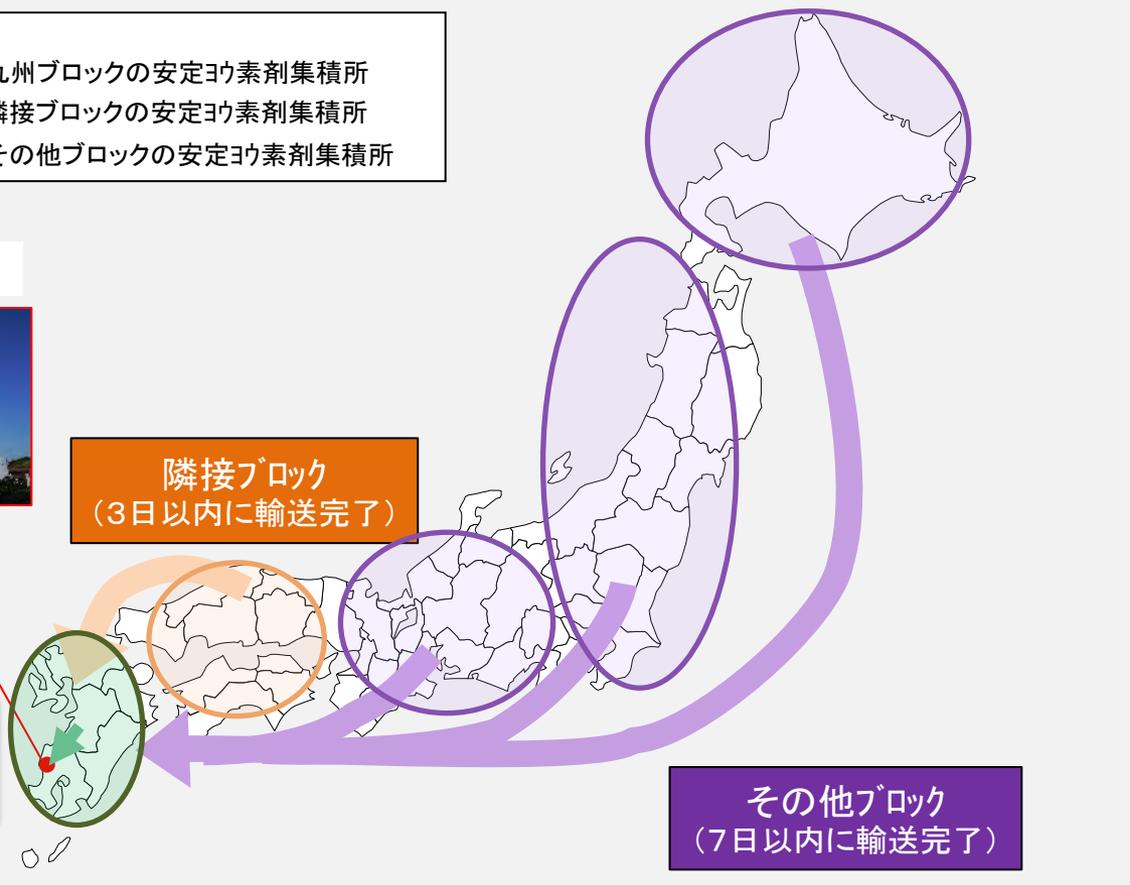
凡例
● 安定ヨウ素剤備蓄場所

国による安定ヨウ素剤の確保体制

- 国は、UPZにおいて安定ヨウ素剤が不足した場合、UPZ外において安定ヨウ素剤を必要とする場合に備えた備蓄を実施しており、全国を5つのブロック(北海道、東北・関東、中部、中国・四国、九州)に分け、5か所の安定ヨウ素剤集積所に丸剤200万丸、乳幼児向けゼリー剤15万包の備蓄を実施。
- 緊急配布場所への輸送は、九州ブロックの安定ヨウ素剤集積所から24時間以内、隣接ブロックの安定ヨウ素剤集積所から3日以内、その他ブロックの安定ヨウ素剤集積所から7日以内に完了する体制。
- さらに、不足の場合には、民間工場での全力生産及び海外からの援助等により、必要数を確保。

(凡例)
 ● :九州ブロックの安定ヨウ素剤集積所
 ● :隣接ブロックの安定ヨウ素剤集積所
 ● :その他ブロックの安定ヨウ素剤集積所

せんだい
川内原子力発電所



隣接ブロック
(3日以内に輸送完了)

九州ブロック
(24時間以内に輸送完了)

その他ブロック
(7日以内に輸送完了)



オフサイトセンター
(鹿児島県原子力防災センター)

指示



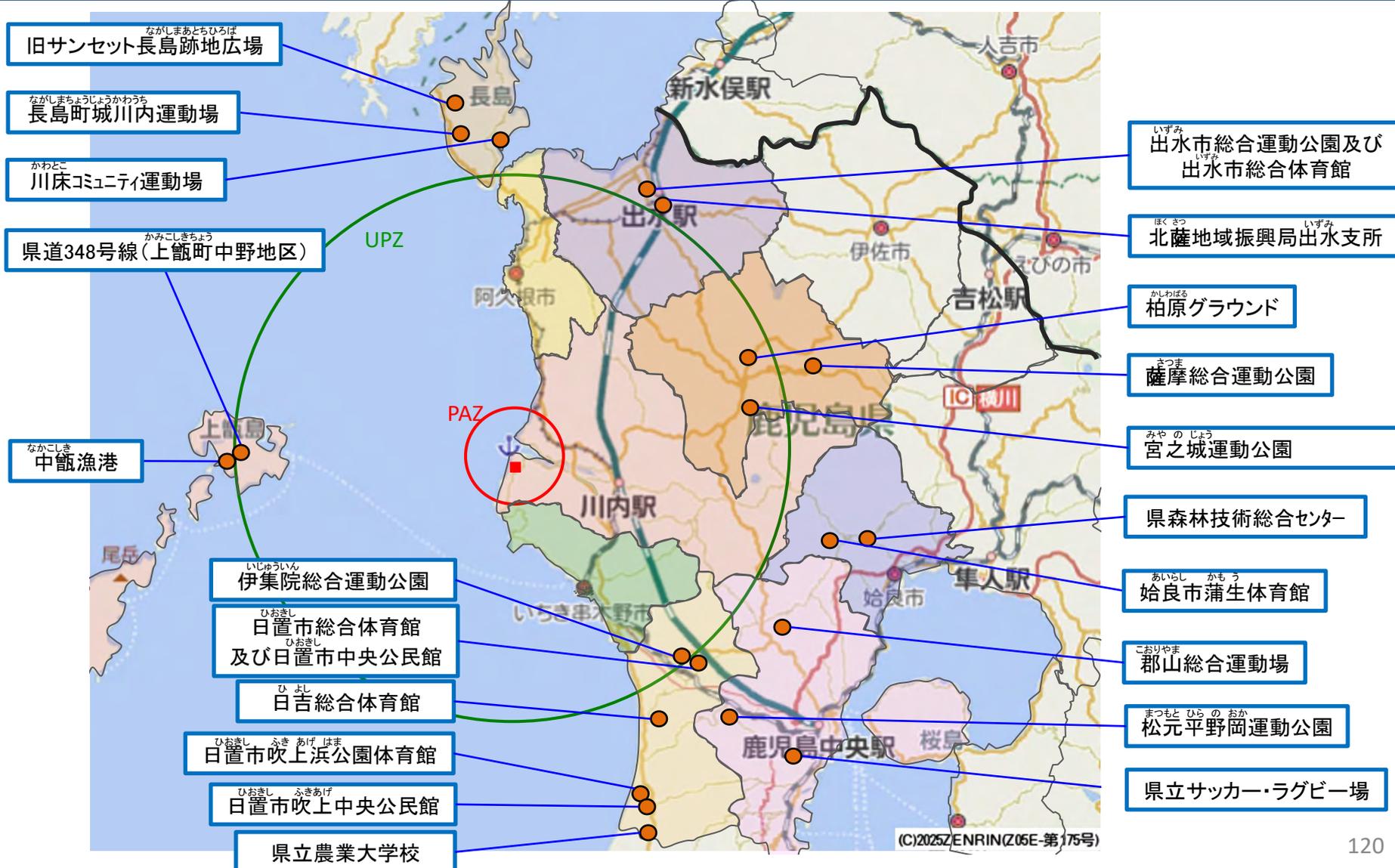
安定ヨウ素剤集積所

配送

UPZ内外の安定ヨウ素剤
緊急配布場所

鹿児島県の避難退域時検査場所の候補地

▶ 鹿児島県では、緊急時の避難を円滑に行うため、30Km圏周辺から避難所までの間で、避難経路や避難所までの移動の容易性、面積等を考慮し、候補地をあらかじめ準備。



「鹿児島県避難退域時検査及び簡易除染実施計画」の策定 **(新規)**

➤ 令和6年3月、鹿児島県において、避難退域時検査及び簡易除染を円滑に実施対応するため、実施場所の選定方法や要員の動員計画、資機材の運搬計画等について定めた実施計画を策定。

○1 検査等の実施主体

鹿児島県災害対策本部

※国の原子力災害対策本部の指示に基づき、検査等を実施

○2 避難退域時検査場所の選定

避難退域時検査は、県災害対策本部において、候補地の中から被災の状況、避難・一時移転の対象となる区域の人口、避難経路、避難車両及び避難退域時検査場所の規模等を踏まえて選定。

○3 検査等の要員

- ・検査等を実施するための要員(原子力事業者は900人)について、その役割及び活動内容等を記載(会場の開設数等に応じて要員等を配置)
- ・県及び原子力事業者は、検査等の要員が原子力防災に関する基礎的な研修や機器の取扱いに関する研修を受講できるように努力。

○4 検査等の資機材

県が保有する検査等に必要な資機材については、「緊急・救援物資等輸送に関する協定」に基づき、県災害対策本部から(公社)鹿児島県トラック協会に要請して運搬。

○5 その他

会場の運営及び管理に関する事項や避難退域時検査場所毎の会場レイアウト等を掲載。

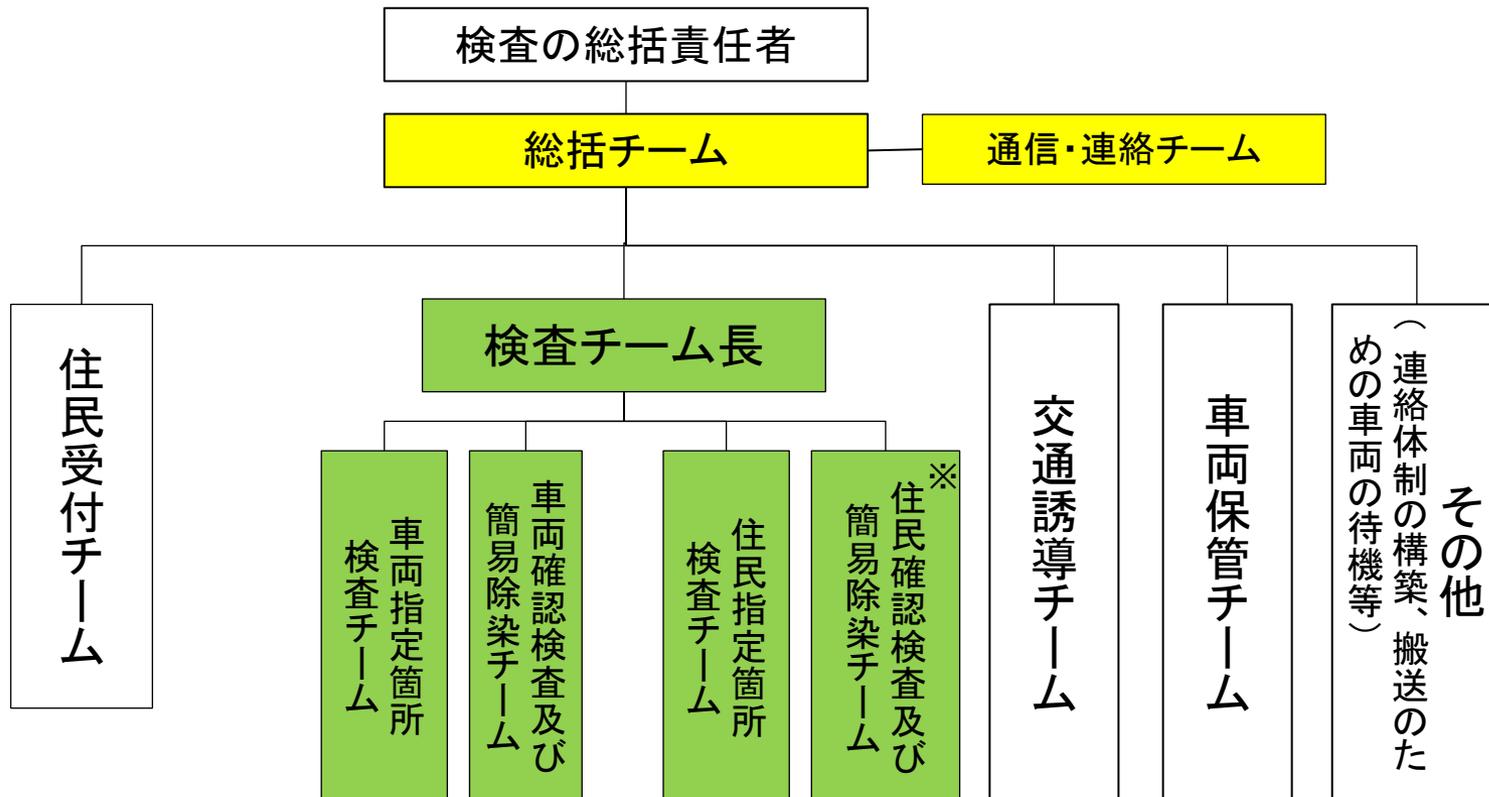
避難退域時検査場所候補地一覧

	施設名	所在市町
①	川床コミュニティ運動場	長島町
②	長島町城川内運動場	長島町
③	旧サンセット長島跡地広場	長島町
④	出水市総合運動公園及び出水市総合体育館	出水市
⑤	北薩地域振興局出水支所	出水市
⑥	薩摩総合運動公園	さつま町
⑦	宮之城総合運動公園	さつま町
⑧	柏原グラウンド	さつま町
⑨	中甕漁港	薩摩川内市
⑩	県道348号(上甕町中野地区)	薩摩川内市
⑪	始良市蒲生体育館	始良市
⑫	県森林技術総合センター	始良市
⑬	伊集院総合運動公園	日置市
⑭	日置市総合体育館及び日置市中央公民館	日置市
⑮	日吉総合体育館	日置市
⑯	日置市吹上浜公園体育館	日置市
⑰	日置市吹上中央公民館	日置市
⑱	県立農業大学校	日置市
⑲	郡山総合運動場	鹿児島市
⑳	松元平野岡運動公園	鹿児島市
㉑	県立サッカー・ラグビー場	鹿児島市
	21箇所	—

避難退域時検査場所の運営体制

- 避難退域時検査場所は、鹿児島県が、原子力事業者、国、関係自治体及び関係機関の協力のもと運営。
- 原子力事業者は備蓄資機材を活用し、900人程度の要員を避難退域時検査場所へ動員。
- 指定公共機関(国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構・国立研究開発法人日本原子力研究開発機構)は国及び関係自治体からの要請に基づき、要員及び資機材による支援を実施。

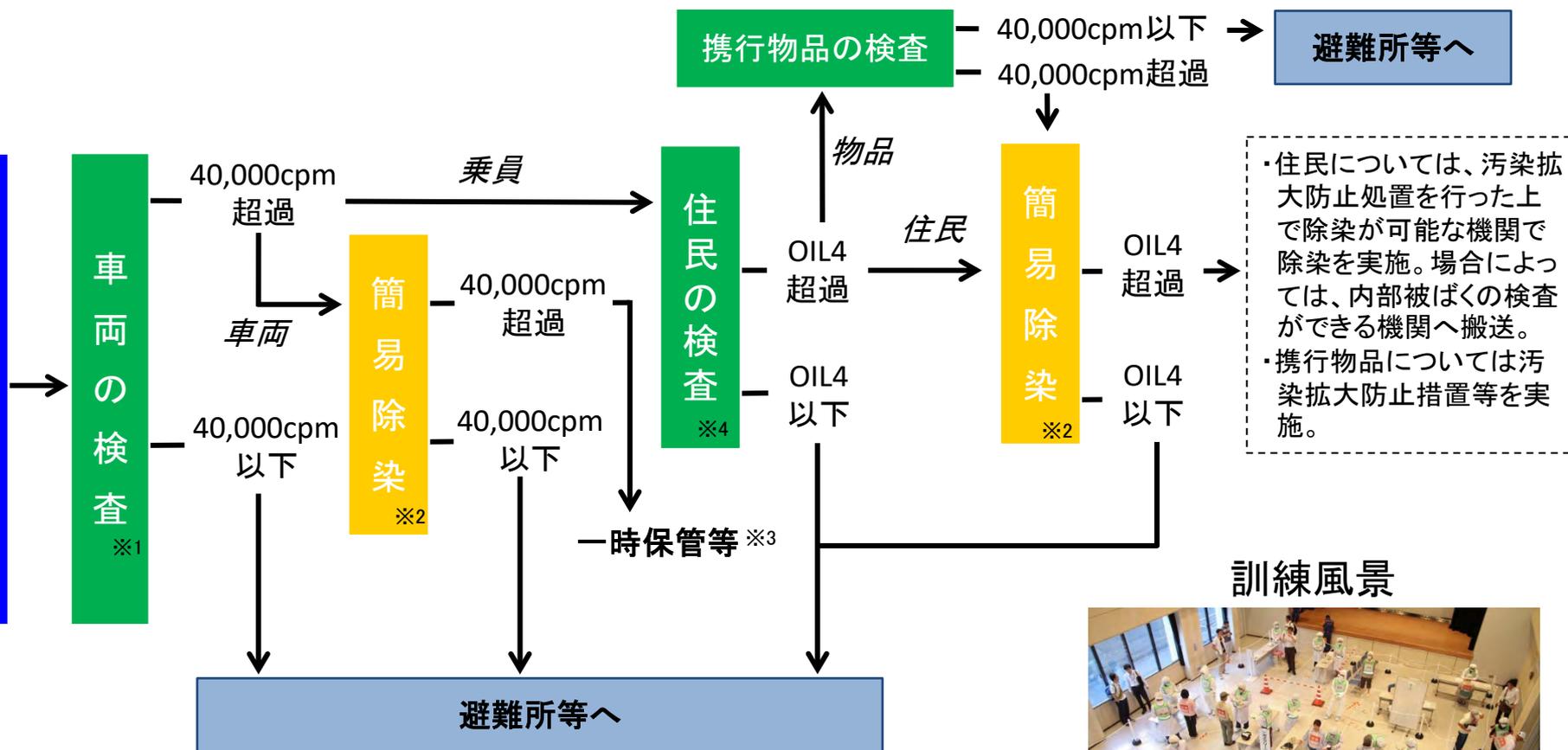
避難退域時検査場所における検査及び簡易除染の体制(例)



※携行物品検査を含む

避難退域時検査場所における検査手順

- 避難退域時検査は、自治体職員、原子力事業者、診療放射線技師等により実施。
- 検査要員は、検査及び簡易除染が実践できるよう、放射線の基礎等の講義及び機器の取り扱い実習を含む研修を受講。



※1 一時移転等を行う住民の検査は、乗員の代用として、まず車両検査を行う。

※2 避難時の除染や緊急事態応急対策活動等により発生した汚染水・汚染付着物等については原子力事業者が処理。

※3 車両の一時保管が必要となった場合は、原子力事業者の協力の下、保管場所を確保。

※4 乗員の代表者の検査を行い、代表者がOIL4超過の場合には乗員全員の検査を行う。



国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構による協力体制

➤ 国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構は、緊急時、国及び関係自治体の要請に基づき、オフサイトセンターに専門家、必要に応じ救急搬送車両等を派遣。また、必要に応じ、避難退域時検査等における指導・協力を実施。また、機構からは、原子力災害医療に関する相談への指導・助言も実施。

鹿児島県原子力防災センター
さつませんだいし
 (薩摩川内市)



(いずれの車両も衛星通信回線を装備)



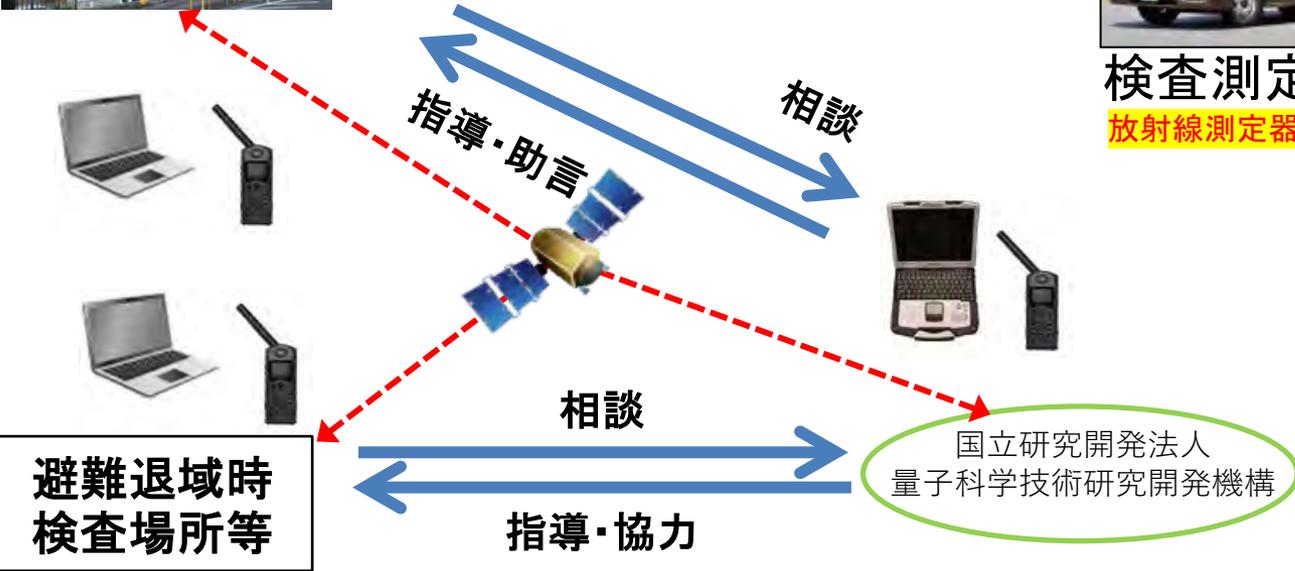
支援車 (1台)
 現場指揮、
 資機材・人員搬送



検査測定車 (1台)
 放射線測定器搬送



大型救急車 (1台)
 患者搬送



2011.03 東京電力(株)福島第一原子力発電所の事故時におけるOFC(大熊町)での活動



国立研究開発法人日本原子力研究開発機構による協力体制

- ▶ 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構は緊急時において、原子力緊急時支援・研修センターいばらきけん（茨城県）が窓口となり、国及び関係自治体の要請に基づき、避難退域時検査場所における検査指導や緊急時モニタリング等の協力を実施するとともに、検査等に関する資機材、車両による支援も実施。
- ▶ オフサイトセンターや緊急時モニタリングセンター（EMC）等へ専門家を派遣するとともに航空機によるモニタリングを支援。



放射線防護資機材(80台)



移動式体表面測定車(2台)



モニタリング車(2台)



移動式全身測定車(2台)



2011.03 東京電力(株)福島第一原子力発電所の事故時における国立研究開発法人日本原子力研究開発機構の活動



作業員の内部被ばく測定



緊急被ばく医療のための受入体制構築



緊急時モニタリング

10. 国の実動組織の支援体制

川内地域周辺の主な実動組織の所在状況

➤ 不測の事態の場合は、鹿児島県及び関係市町からの要請により、実動組織（警察、消防、海上保安、自衛隊）による各種支援を必要に応じて実施。



実動組織の広域支援体制

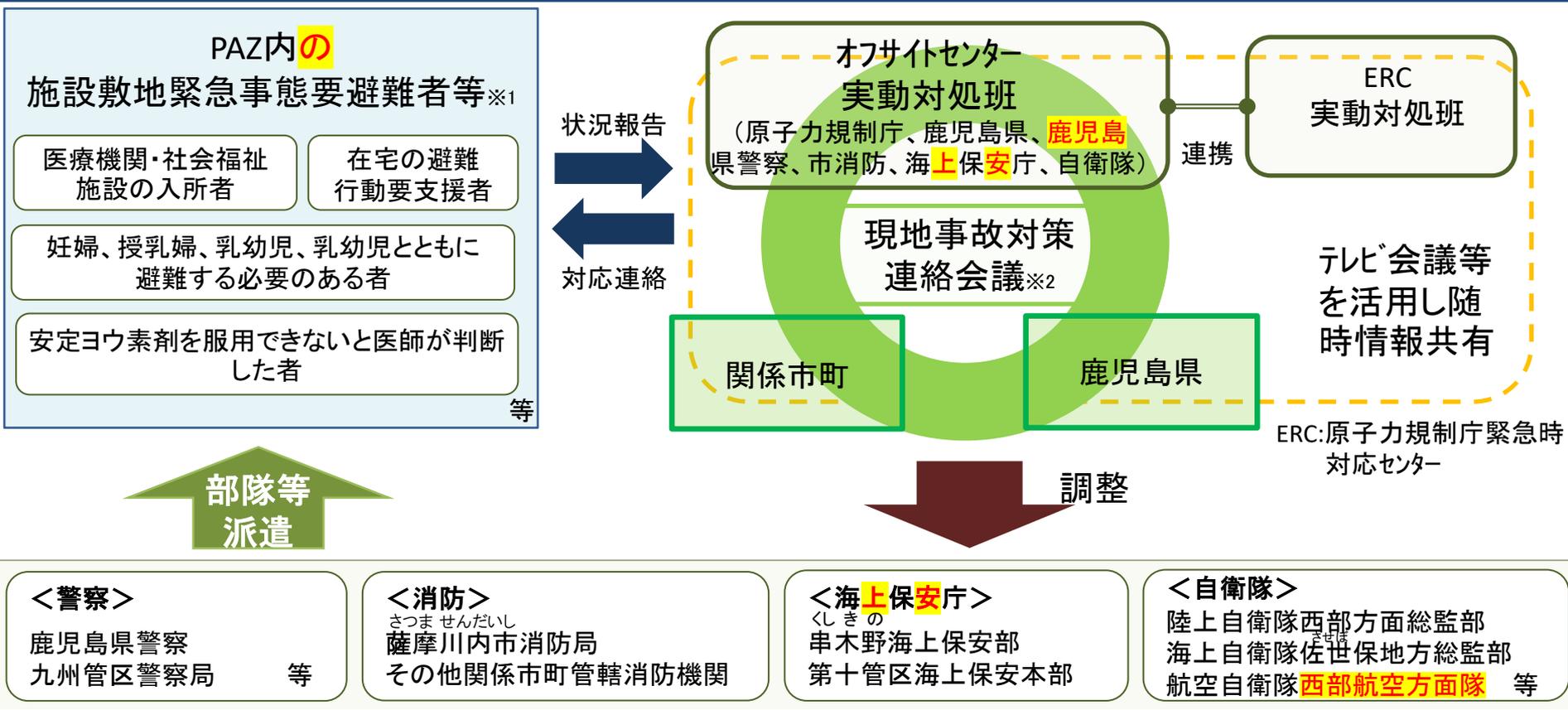
- 地域レベルで対応困難な支援要請があった場合は、鹿児島県、関係市町からの各種要請を踏まえ、政府をあげて、全国規模の実動組織による支援を実施。
- 要請の窓口となるオフサイトセンター(実動対処班)において集約された各種要請等に対し、原子力災害対策本部(官邸・ERC(原子力規制庁緊急時対応センター))の調整により、必要に応じ全国の実動組織(警察、消防、海上保安庁、自衛隊)による支援を実施。



施設敷地緊急事態からの現地実動組織の体制

➤ 施設敷地緊急事態に至った場合に施設敷地緊急事態要避難者の避難が開始されることから、地方公共団体で避難手段の確保が困難になった場合に備え、現地事故対策連絡会議を開催するとともに、オフサイトセンター実動対処班を設置(対象となる要員は、必要に応じ施設敷地緊急事態に至る前から体制立ち上げ)。施設敷地緊急事態以降、原子力緊急事態の解除までの間、継続して対応を実施。

※ オフサイトセンター実動対処班要員参集前に各種要請があった場合は、ERC実動対処班が連絡・調整を実施
 → 不測の事態における鹿児島県、関係市町からの各種支援の要請に対し、実動組織(警察、消防、海上保安庁、自衛隊)が連携のうえ、迅速な対応体制を構築



※1 施設敷地緊急事態での避難対象者を示したものの。全面緊急事態では、PAZ内の一般住民等、OILによる防護措置実施時にはUPZ内のうち対象地域の住民等が対象となる。

※2 全面緊急事態以降は、原子力災害合同対策協議会で情報収集

自然災害等により道路等が通行不能になった場合の対応

➤ 自然災害等により、車両による避難ができない場合は、鹿児島県及び関係市町からの要請により、実動組織（警察、消防、海上保安庁、自衛隊）による各種支援を必要に応じて実施。

- 凡例
- : 突発対応型信号機設置箇所
 - : 道路交通情報板設置箇所
 - : ヘリポート適地等
 - : 港湾・漁港



避難先又は陸路で避難可能な場所までヘリコプターにより避難

自治体等と連携の上、通行不能となった道路への他の車両の流入防止

自然災害などの複合災害で想定される実動組織の活動例

➤ 鹿児島県と関係市町との調整を踏まえ、必要に応じ広域応援を実施。

警察組織

- ✓ 現地派遣要員の輸送車両の先導
- ✓ 避難住民の誘導・交通規制
- ✓ 避難指示の伝達
- ✓ 避難指示区域への立ち入り制限等



消防組織

- ✓ 避難行動要支援者の搬送の支援
- ✓ 傷病者の搬送
- ✓ 避難指示の伝達



海上保安庁

- ✓ 巡視船艇による住民避難の支援
- ✓ 緊急時モニタリング支援
- ✓ 船舶等への避難指示の伝達
- ✓ 海上における警戒活動



防衛省

- ✓ 緊急時モニタリング支援
- ✓ 被害状況の把握 ✓ 避難の救助
- ✓ 人員及び物資の緊急輸送
- ✓ 緊急時の避難退域時検査及び簡易除染
- ✓ 人命救助のための通行不能道路の啓開作業

